

電話リレーサービス制度における番号単価の算定について

－令和5年度－

令和5年2月10日

一般社団法人 電気通信事業者協会
電話リレーサービス支援業務室

交付金の額の算定

- 電話リレーサービス提供機関から届け出のあった算定資料により、交付金の額を算定した結果、令和5年度の交付金の額は21億78百万円となりました。

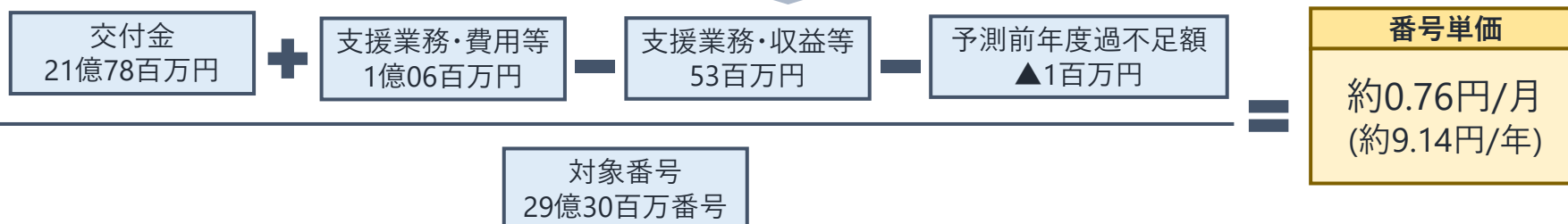
交付金の額	=	算定に係る年度における電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に要する費用の額の予想額	23億72百万円
	+	電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の返済の額の予想額	0円
	-	電話リレーサービス提供業務により生ずる収益の額の予想額	55百万円
	-	電話リレーサービス提供業務に係る運営資金の借入れの額の予想額	0円
	-	前年度の電話リレーサービス提供業務に係る繰越収支差額の予想額	1億38百万円
		計	21億78百万円

単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない。

番号単価の算定（1）

・下記の算定式に基づき、具体的な数値を用いて計算を行った結果、番号単価は月約0.76円となりました。

	算定式	数値
分子	交付金の額	2 1 億 7 8 百万円
	+ 支援業務に要する費用の額の予想額	5 3 百万円
	+ 支援業務に係る運営資金の返済の額の予想額	5 3 百万円
	- 支援業務により生ずる収益の額の予想額	0 円
	- 支援業務に係る運営資金の借入れ額の予想額	5 3 百万円
	- 支援業務に係る繰越収支差額の予想額	0 百万円
	- 予測前年度過不足額	▲ 1 百万円
分母	算定対象年度の予測算定 対象電気通信番号の総数の合計	2 9 億 3 0 百万番号



番号単価の算定（2）

- 令和5年度の番号単価は、総務省告示第371号に基づき算定した結果、1番号当たり月約0.76円となったため、告示第3条ただし書きにより端数処理を行い、年間10円（約9.14円*）となりました。
- 番号単価の適用に当たっては、電話リレーサービス提供業務の資金調達等に配慮し、次のとおり4月から翌年1月までは各月1円、その他の月は0円としました。

R5年									R6年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	1円	0円	0円

*月あたり約0.76158606円/番号。年あたり0.76158606円/番号×12≒9.13903269/番号≒10円/番号

○ 総務省告示第371号(令和2年12月1日)

(端数処理)

第三条 電話リレーサービス支援機関は、前条第一項の規定により算定した番号単価について、整数未満の端数があるときは、原則としてこれを四捨五入するものとする。ただし、算定対象年度の交付金の額、算定対象年度の電話リレーサービス支援機関の電話リレーサービス支援業務に要する費用の額の予想額、予測前年度過不足額、負担金の徴収期間及び算定対象電気通信番号の総数の増減の見込みを勘案して必要があると認めるときは、算定対象年度の各月ごとに、当該端数を切り捨て又は切り上げることができるものとする。